

# 「みんなでクリーン！ゆめちゅうおうグッズ」貸出しの手引き

中央区では、区民の皆さんの自主的な環境浄化活動を応援し、活動の輪がさらに広がることをめざし、大阪市中央区内の道路又は公共の広場等（以下「道路等」という）において清掃等環境浄化活動を実践する団体又はグループ（以下「団体等」という）を対象に、「みんなでクリーン！ゆめちゅうおうグッズ」の貸出し（無料）を行います。

## 1. 貸出し要件

グッズの貸与を受ける者は、次の各号に掲げる要件を備えた団体等とします。ただし、中央区長が特に必要と認めた団体等は、この限りではありません。

- （１）道路等の環境浄化活動を月１回以上継続して実施する見込みがあること。
- （２）構成員が５名以上であること。

## 2. グッズの種類及び貸与数

- （１）ゼッケン            申請書記載の人員数。ただし５０名以上については、５０着を限度。
- （２）のぼり            １申請につき、上限５本
- （３）ほうき            １申請につき、上限１０本
- （４）ちりとり           １申請につき、上限１０個
- （５）火バサミ          １申請につき、上限１０本

申請が多数の場合は、先着順により貸与します。

上記に掲げるグッズ以外であっても、中央区長が特に必要と認める場合は貸与することがあります。

## 3. 貸与期間

貸与期間は、当該年度（４月１日から翌年３月３１日）の１年間とします。

但し、年度途中での貸与については、貸与決定日から当該年度終了日までとします。

## 4. 申込み方法

「みんなでクリーン！ゆめちゅうおうグッズ貸与申請書」に記入のうえ、中央区役所市民協働課まち魅力推進グループ（区役所５階５２番）に提出してください。

## 5. 貸与期間の更新

引き続き活動を実施する団体等については、貸与期間終了日の１０日前までに「清掃等環境浄化活動の内容変更・休止・廃止届」の提出がないときは、１年間自動的に貸与期間を更新します。

## 6．活動の内容変更・休止・廃止

「みんなでクリーン！ゆめちゅうおうグッズ貸与申請書」の内容に変更が生じたとき、または、活動を休止や廃止したときは、その日から 10 日以内に「清掃等環境浄化活動の内容変更・休止・廃止届」を提出してください。

## 7．注意事項

グッズの使用にあたり次の事項を守ってください。

- ( 1 ) 紛失、盗難、破損等のないように努め、適切に管理してください。
- ( 2 ) 歩行者及び車両等の通行に十分注意してください。
- ( 3 ) 環境浄化活動の目的以外の使用、第三者への譲渡及び売却はやめてください。
- ( 4 ) 申請内容に変更が生じた場合やグッズを紛失(盗難を含む)、破損した場合は、速やかに中央区役所市民協働課まち魅力推進グループまで届け出てください。
- ( 5 ) グッズの補修が生じた場合の費用は、団体等でお願いいたします。
- ( 6 ) 清掃において生じたゴミ等は、団体等で処分をお願いいたします。
- ( 7 ) 貸与後、団体等の活動を停止又は解散した場合は、速やかにグッズを返却してください。
- ( 8 ) グッズの貸与後、虚偽の申請が認められた場合は、返還を求める場合があります。

## 8．問合せ先

大阪市中央区役所市民協働課(まち魅力推進グループ)

電話：06 - 6267 - 9832

FAX：06 - 6264 - 8283

Email：[te0002@city.osaka.lg.jp](mailto:te0002@city.osaka.lg.jp)